

熊本県公立高等学校等学び直し支援金交付要領

第1章 総則

(通則)

第1条 熊本県公立高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)については、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 学び直し支援金は、熊本県立高等学校及び熊本市立高等学校(以下「公立高等学校」という。)に在学する生徒等に対して学び直し支援金を交付することにより、公立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

第2章 熊本県公立高等学校等学び直し支援金

(交付の対象及び交付額)

第3条 熊本県教育委員会は、公立高等学校に在学する生徒のうち、次の各号の全てに該当する者に対して、学び直し支援金(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)を予算の範囲内で交付する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 法2条に規定する高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (4) 平成26年4月1日以降に法第2条に規定する高等学校等に入学した者(高等学校等就学支援金(この条において「就学支援金」という。)に係る新制度の対象者であった者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者(同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。)をいう。)に限る。)
- (5) 法第2条に規定する高等学校等を退学したことがある者
- (6) 学び直し支援金の支給を通算して12月(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号。第4項、第4条において「令」という。)第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等にあつては24月)以上受けていない者

- (7) 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等(この号において「単位制高等学校等」という。)に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者
- (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に該当しない者)
- 2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。
- 3 学び直し支援金は、支給対象者がその初日において当該認定に係る県立高等学校に在学する月について、月を単位として交付されるものとし、その額は、一月につき、法第6条の規定に基づき交付される就学支援金に相当する額(支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額)とする。
- 4 支給対象高等学校等が令第4条第1項に定める高等学校等である支給対象者であって、その保護者の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して支給される学び直し支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「支給限度額」とあるのは、「支給限度額に加算額を加えた額」とする。
- 5 前3項の規定において、1単位あたりの授業料を設定している場合は、定額授業料の場合の支給限度額と同じ額とし、通算の支給上限単位数(74単位)及び年間の支給上限単位数(30単位)は設定しない。

< 学び直し支援金の支給限度額(月額) >

全日制課程	定時制課程	通信制課程
9,900円	2,700円	520円

(交付期間)

第4条 学び直し支援金の交付期間は、最大で12月(令第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等にあっては24月)とする。

(交付の申請)

第5条 公立高等学校に在学する生徒は、学び直し支援金の交付を受けようとする場合には、受給資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)(様式1)に保護者等(法第3条第2項第3号に定める保護者等をいう。)の個人番号カードの写しその他書類(以下「個人番号カードの写し等」という。)又は課税所得額(課税標準額)や市町村民税の調整控除額等(令和2年6月支給分までの受給資格認定申請においては、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額)

を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、学び直し支援金の交付を受けようとする月の20日までに、当該生徒が在学する県立高等学校長（以下「学校長」という。）に提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の規定による認定申請書等の提出があったときは、当該認定申請書等に基づき、交付要件等を確認した上で認定申請者一覧（様式2）を作成し、学び直し支援金の交付を受けようとする月の末日までに認定申請書等とともに教育委員会に提出しなければならない。

（申請に係る交付の決定等）

第6条 熊本県教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、交付に関する事項を審査し、交付の可否を決定するものとする。

- 2 熊本県教育委員会は、前条の規定による認定申請書等及び認定申請者一覧の提出があったときは、生徒の学び直し支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上、当該熊本県立高等学校長及び熊本市長（以下「学校長等」という。）に様式3により通知するものとする。
- 3 学校長等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式4又は様式5により生徒に通知しなければならない。
- 4 熊本県教育委員会は、同条第1項の規定に基づき支給決定（予定）者一覧（様式24）を学校長等に通知するものとする。
- 5 学校長等は、前項の規定による通知があったときは、支給決定（予定）通知書（様式25）を作成し、支給対象者に通知するものとする。

（収入状況の届出、支払の一時差止め）

第7条 支給対象者（学び直し支援金の交付が停止されている者を除く。）は、毎年度、教育委員会が定める日までに、収入状況届出書（様式1）及び個人番号カードの写し等又は課税証明書等（以下「収入状況届出書等」という。）を添付して、学校長に提出しなければならない。ただし、個人番号カードの写し等が既に提出されており、個人番号の利用によって所得確認が行われている場合は、収入状況届出書等の提出は必要としない。

- 2 前項の規定にかかわらず、支給対象者（学び直し支援金の交付が停止されている者を除き、支払の一時差止め中の者を含む。）は、保護者等について変更があった場合は、速やかに収入状況届出書等を学校長に提出しなければならない。
- 3 学校長等は、同条第1項及び前項の規定による収入状況届出書等の提出があったときは、当該収入状況届出書等に基づき、交付要件等を確認した上で収入状況届出者一覧（様式10）を作成し、収入状況届出書等とともに熊本県教育委員会に提出しなければならない。

なお、同条第1項の個人番号の利用によって、収入状況届出書等の提出が不要なときは、交付要件等を確認した上で収入状況届出者一覧（様式10）のみ作成し、熊本県教育委員会に提出しなければならない。

- 4 熊本県教育委員会は、前項の規定による収入状況届出書等、収入状況届出者一覧の提出があったときは、審査の上その結果を様式11により当該学校長等に通知するものとする。
- 5 熊本県教育委員会は、正当な理由なく同条第1項及び第2項に規定する収入状況届出書等を提出しないときは、学び直し支援金の交付を差止めることができる。
- 6 熊本県教育委員会は、前項の規定による交付の差止めを決定した場合は、様式12により学校長等に通知するものとする。
- 7 学校長等は、同条第4項又は前項の規定による通知があったときは、速やかにその結果を様式13により生徒に通知しなければならない。

(収入状況の届出に係る交付の決定)

- 第8条 熊本県教育委員会は、第7条第4項の規定に基づき支給決定(予定)者一覧(様式24)を学校長等に通知するものとする。
- 2 学校長等は、前項の規定による通知があったときは、支給決定(予定)通知書(様式25)を作成し、支給対象者に通知するものとする。
 - 3 熊本県教育委員会は、第7条第2項及び第4項の規定に基づき変更支給決定(予定)一覧(様式26)を学校長等に通知するものとする。
 - 4 学校長等は、前項の規定による通知があったときは、変更支給決定(予定)通知書(様式27)を作成し、支給対象者に通知するものとする。

(交付の方法)

- 第9条 学び直し支援金は、支給対象者から学び直し支援金の交付に必要な事務手続を委任された学校の設置者が代理受領し、支給対象者の授業料に係る債務の弁済に充てるものとする。

(課税証明書等の省略)

- 第10条 第5条第1項に規定する申請並びに第7条第1項及び第2項に規定する届出を行うときの課税証明書等の添付は、就学支援金又は学び直し支援金の交付手続に伴い、既に直近の課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。

(交付の停止等)

- 第11条 支給対象者(支払の一時差止め中の者を含む。)は、休学により学び直し支援金の交付停止を希望する場合は、支給停止申出書(様式14)を学校長に提出しなければならない。
- 2 学校長等は、前項の規定による支給停止申出書の提出があったときは、支給停止申出者一覧(様式15)を作成し、支給停止申出書とともに教育委員会に提出しなければならない。
 - 3 熊本県教育委員会は、交付の停止を決定したときは、様式16により学校長

等に通知するものとする。

- 4 学校長等は、前項の規定による通知があったときは、様式17により生徒に通知しなければならない。

(受給資格の消滅)

第12条 学校長は、退学、除籍及び転学等により支給対象者の受給資格が消滅した場合は、資格消滅者一覧(様式6)を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 熊本県教育委員会は、前項の規定による資格消滅者一覧の提出があったときは、審査の上その結果を様式7により当該学校長等に通知するものとする。

- 3 熊本県教育委員会は、第7条第4項に規定する審査の結果、所得制限に該当したことにより支給対象者の受給資格が消滅した場合は、様式7により当該学校長等に通知するものとする。

- 4 学校長等は、同条第2項及び前項の規定による通知があったときは、速やかにその結果を様式8又は様式9により生徒に通知しなければならない。

(交付の再開、支払の一時差止め)

第13条 前条の規定により学び直し支援金の交付を停止されていた支給対象者が、交付の再開を希望する場合、支給再開申出書(様式18)に収入状況届出書等を、学校長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申出を行うとき、学び直し支援金の受給手続に伴い、既に個人番号カードの写し等が提出されており、個人番号の利用によって所得確認が行われている場合、又は直近の課税証明書等を提出している場合は、支給再開申出書のみ提出すれば足りる。

- 3 学校長は、同条第1項の規定による支給再開申出書等の提出があったときは、支給再開申出者一覧(様式19)を作成し、支給再開申出書等とともに教育委員会に提出しなければならない。

- 4 熊本県教育委員会は、審査の結果、所得制限に該当せず、交付の再開を決定したときは、様式20により学校長等に通知するものとする。

- 5 熊本県教育委員会は、正当な理由なく同条第1項に規定する支給再開申出書及び収入状況届出書等を提出しないときは、学び直し支援金の交付を差止めることができる。

- 6 熊本県教育委員会は、前項の規定による交付の差止めを決定した場合は、様式12により学校長等に通知するものとする。

- 7 学校長等は、同条第4項の規定による通知があったときは、様式21により支給対象者に通知しなければならない。

(支給実績の証明)

第14条 学び直し支援金の受給資格が消滅した者が、再び受給資格の認定の申請をするときは、第12条第4項の規定による通知を添付しなければならない

い。

- 2 生徒は、第12条第4項の規定による通知を紛失した場合は、学校長に様式22により受給実績証明書の発行を申請することができる。
- 3 学校長は、前項の規定による申請があったときは、支給実績証明書（様式23）を発行するものとする。

（その他）

- 第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度別に定める。
- 2 学び直し支援金の事務処理に係る留意事項については、高等学校等就学支援金事務処理要領を参考にするものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
ただし、適用日前から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、第3条第1項第6号及び第7号の規定は、令和2年7月1日から適用する。